

議 事 録

令和 6 年度四万十町農業委員会 1 1 月総会

日 時 令和 6 年 1 1 月 2 8 日 (木) 午後 2 時 0 0 分 開議

場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 多目的大ホール

日 程

- | | | |
|-----|----------|--|
| 第 1 | 指定第 19 号 | 会期の決定について |
| 第 2 | 指定第 20 号 | 議事録署名委員の指名について |
| 第 3 | 報告第 16 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について |
| 第 4 | 報告第 17 号 | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について |
| 第 5 | 議案第 33 号 | 農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について |
| 第 6 | 議案第 34 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について |
| 第 7 | 議案第 35 号 | 四万十町農用地利用集積計画の決定について |
| 第 8 | 議案第 36 号 | 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案
に対する意見決定について |
| 第 9 | | その他 |

〔出席委員〕

- | | | | | |
|------------|------------|-----------|------------|-----------|
| 1. 山部 洋平 | 2. 今井 満隆 | 3. 谷脇 誠郎 | 4. 小野 重明 | 5. 欠席 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 浜田 大彰 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 欠席 | 10. 東出 一茂 |
| 11. 小野川 隆彦 | 12. 竹村 加壽子 | 13. 武内 道則 | 14. 吉良 榮 | 15. 中原 英昭 |
| 16. 宮脇 眞弓 | 17. 西川 香代美 | 18. 吉田 健夫 | 19. 太田 祥一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 掛水 誠幸 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 吉良 寛一 | 26. 欠席 | 27. 廣田 智之 | 28. 欠席 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 武市 敏男 | 32. 欠席 | 33. 橋本 健太郎 | 34. 平野 直人 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 佐々木 通 | 38. 秋田 公幸 | 39. 梶原 美智 |

〔欠席委員〕

- | | | | | |
|---------|---------|---------|----------|----------|
| 5 佐竹 孝太 | 9 山本 道雄 | 26 甲把 雄 | 28 大西 博之 | 32 山本 誠二 |
|---------|---------|---------|----------|----------|

〔事務局〕

清藤 真希・杉本 孝成・田村 亮・森光 愛・山川 美恵

会長

皆さんこんにちは。季節の方もだいぶ寒くなってまいりました。11月中旬ごろまでは寒くならんねと言っておりましたが、やはり20日を過ぎますと少しずつ寒くなって霜も自分の所は2回、氷もはっていました。段々寒くなって秋から冬へ向かっているんだなと思いました。

話は変わりますが、11月14日でしたが、岡山県高梁市の農業委員会との意見交換会がありました。25名ほど高梁市からおいでしておりました。高梁市とは、20年ほど前から大正にあります石の風車をご縁で友好都市ということになっていたようです。

その高梁市とは平成26年に四万十町に水害があった時に、高梁市より給水車を持ってきていただいて給水活動をしていただきました。またその後平成30年にはその高梁市に大きな水害があった時に、我々四万十町の給水車があちらの方に出向いて給水活動を行ったということもありました。この間の意見交換会の時にはご丁寧に「その時は大変お世話になりました」と言っていました。

そういった形で意見交換を行ったわけですが、地域計画、目標地図の進捗状況や、それぞれ各地域での色々な取り組み、またいろいろな現状、悩み等も意見交換をしました。約一時間半の意見交換になりましたが、活発な会になりました。

その後なんです、高知市内におきまして下半期の農業委員会会長会、事務局長会がございまして、私と局長とで行ってまいりました。その会場におきまして、また、農業委員会だよりが、四国ブロック農業委員会情報誌コンクールの最優秀をいただきました。私が代表でもらってまいりましたので、またこの後、代表の皆さんに賞状を渡したいと思います。

それと先日行われました、西部地区産業祭は本当に皆さんいろいろとご協力ありがとうございました。カボチャが結構地域のお祭りを盛り上げてくれておるような、カボチャがあるから、全体の雰囲気がいいよねっていうような自負もありますが、大きなかぼちゃも出ておりました。かぼちゃの数が今年少ないという手前の情報でしたが、いざ回収してみますと昨年を上回る数が出ておりました。1位の一番大きなやつは、ここ数年で一番大きいんじゃないかなというのが出ております。詳しい情報につきましては、地域委員長の中原さんより後で報告してもらいます。本当に携わっていただきましたスタッフの皆さん、地域の農業委員、推進委員の皆さん、職員の皆さん、本当にお疲れ様でございました。また、出品していただきました皆さんにお礼を申し上げたいと思います。

お祭りも済みまして、これからいよいよ年末を迎えるわけですが、あと1月と少しとなりましたので体には気をつけてこれからもう少し年末まで頑張っていればと思います。

議長

ただ今から、令和6年度四万十町農業委員会11月総会を開会いたします。

総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。

今回の発声は議席番号34番 平野直人委員にお願いします。

それではご起立をお願いします。

憲章は、添付資料の最後にございます。

34 番 ～四万十町農業委員会憲章の朗読～

委員 ～ 朗 読 ～

議長 本日の会議に、5 番 佐竹孝太委員、9 番 山本道雄委員、26 番 甲把雄委員、28 番 大西博之委員、32 番 山本誠二委員から欠席の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第 9 条の規定により農業委員 17 名、推進委員 17 名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

 本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

 それでは、議事に移ります。

 日程第 1、指定第 19 号「会期の決定について」を議題とします。

 お諮りします。令和 6 年度四万十町農業委員会 11 月総会の会期は、令和 6 年 11 月 28 日の本日 1 日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日 1 日といたします。

 次に、日程第 2、指定第 20 号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 13 番 武内道則委員と 38 番 秋田公幸委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第 3 報告第 16 号 「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」を議題とします。

 事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 16 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」ご説明します。

 議案書は、3 ページからです。

 件数は西部地域から 1 件になります。

 借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

 番号 1 番 土地の所在地、江師字東クボ 863 番、地目、田、面積 1,538 m²です。外 4 筆あり、計 5 筆、面積は 6,361 m²です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和 6 年 10 月 18 日です。

 報告は以上になります。

- 議長 報告第 16 号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。
- 議長 特になければ、報告第 16 号は終わります。
- 議長 続いて、日程第 4 報告第 17 号「農地法第 3 条の 3 規定による届出について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 報告第 17 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届け出について」をご説明します。
議案書は 4 ページからです。
件数につきましては窪川地域の 3 件です。
なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。
番号 1 番 土地の所在地、市生原字岡ノ峯 307 番 2、地目、畑、面積 120 m²、外 7 筆あり、合計 8 筆、面積計 9,459 m²です。届出日、令和 6 年 10 月 30 日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。
番号 2 番 土地の所在地、藤ノ川字岡崎 1301 番、地目、田、面積 2,913 m²、外 1 筆あり、合計 2 筆、面積計 4,390 m²です。届出日、令和 6 年 11 月 5 日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。
番号 3 番 土地の所在地、藤ノ川字下藤ノ川 366 番、地目、田、面積 36 m²、外 8 筆あり、合計 9 筆、面積計 7,685.58 m²です。届出日、令和 6 年 11 月 5 日、届出事由、相続。あっせんについては、希望しないとなっております。
説明は以上です。
- 議長 報告第 17 号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。
特になければ、報告第 17 号は終わります。
- 議長 続いて、日程第 5 議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明します。
議案書は 6 ページからです。申請地の位置は添付資料の 1 ページからになります。
件数につきましては窪川地域の 3 件、西部地域の 3 件、計 6 件です。
譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。
番号 1 番 土地の所在地、金上野字下向 6 番、地目、田、面積 56 m²、外 3 筆あり、合計 4 筆、面積計 3,089 m²です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では、水稻と野菜を栽培する計

画となっています。

番号2番 土地の所在地、与津地字亀ヶ体 256 番 2、地目、畑、面積 633 m²、外 1 筆あり、合計 2 筆、面積計 769 m²です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では、みかんと野菜を栽培する計画となっています。

番号3番 土地の所在地、見付字轟川 821 番 1、地目、田、面積 478 m²です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では、栗と野菜を栽培する計画となっています。

窪川地域は以上です。

続きまして西部地域です。

番号4について説明します。土地の所在地、大正中津川字佐渡り 572 番 1、地目、田、面積 1,058 m²です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手側の要望です。申請地では、水稻を栽培する予定です。

続いて番号5 土地の所在地、河内字飛地ノ下モ 162 番 1、地目、畑、面積 24 m²、外 5 筆あり計 6 筆、面積は 1,304 m²です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲渡理由は、相手方の希望、譲受理由は、本人希望です。申請地では、芋等の野菜や水稻を栽培する予定です。

続いて番号6 土地の所在地、大正大奈路字栗木瀬 1094 番、地目、田、面積 911 m²です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、相手方の要望、譲受理由は、本人希望です。申請地では、水稻を栽培する予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長

議案書 33 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号1番、3番一括で。

20 番 中城康子委員。

20 番

番号1番から 21 日に譲受人と面接しまして、譲渡人とは電話で確認をいたしました。下向っていう 56 m²は田ではなくて畑になっておりました。他は全部田んぼになっておりますが、譲受人は農地を効率的に利用しております、よく管理されております。現在この譲受の方は農家ではありませんけど、今後は野菜とか稲を作って管理していく予定だそうです。

3 番ですが 25 日に譲渡人譲受人と面接いたしました。田であることを確認しました。譲受人は農地を効率的に利用しようとしています。譲受人は農家ではありませんけど、取得する農地はちょうど家に隣接してある関係もありまして、十分に整理されております。取得をする農地には悪影響を与えることはないと思います。譲渡人は高齢で体調不良のため売ることになったということでした。譲受人は現在、農業には従事しておりませんが、今後は野菜と栗の木を植えて、契約栽培をする予定だそうです。

この確認の結果、1 番と 3 番の所有権移転は問題ないと判断いたしました。以上です。

議長

続きまして、番号 2 番について。31 番 武市敏男委員。

31 番

番号 2 番について 11 月 25 日に現地確認と譲受人から確認をしてきました。現状は田であることを確認しています。この田は大きな草が生えていたのは 2 年前で、当日確認しに行った時には譲受人の方が綺麗に草を刈っておりました。譲受人の方は農地にみかん等を植えたいというふうに聞いております。譲受人は年間 150 日以上農作業に従事することを確認しています。水稻をやっておりました。取得する農地については、悪影響がないのを確認しております。この売買についてなんですが以前から譲受人から購入したいとお話していたそうなのですが、なかなか話ができて、やっと最近になって、譲渡人から売りたいという話になりました。現在、譲渡人は高齢のため県外に住まわれております。譲受人は担い手であり、意欲的に水稻も今後やっていくそうです。地域の草刈りや山の草刈りも結構積極的にやられている方なので、以上確認の結果、この 2 番についての所有権移転は問題ないと判断しました。以上です。

議長

続きまして、番号 4 番について。18 番 吉田健夫委員。

18 番

11 月 21 日、現地確認をして田であることを確認しています。11 月 22 日に電話にて譲受人に聞き取り調査をさせていただきました。農地を効率的に利用していることを確認しております。

譲受人は年間 150 日以上農作業に従事することを確認しています。

取得する農地周辺は譲受人が図面にも書いてあるんですけど、左側 8 筆は譲受人が水稻を作っておりまして、周りに悪影響を与えないことを確認しております。売買に至った経緯は過去に左 8 筆のうちの 2 筆と今回の 1 筆と一緒に売買契約を結んだと譲渡人譲受人共に思っており今年になって登記がなされていないことが発覚しまして、それで急いで譲渡人から名前変更してほしいという依頼があり、今回名義変更することになったそうです。以上の確認の結果、番号 4 の所有権移転は問題ないと判断いたしました。以上です。

議長

続きまして、番号 5 番。13 番 武内道則委員。

13 番

番号 5 番説明いたします。

26 日に現地確認と聞き取りを行ってきました。現況は田と畑であり、綺麗に管理されており、周辺農地に迷惑かけてないことを確認しました。

今回の案件は叔母と甥という親戚間の贈与になります。もともとは譲受人の義理のお兄さんの土地であったんですが、他界された時に農地の方は甥である今回の譲渡人が相続登記しておりましたが、譲受人の方が高齢になってきたため、ゆくゆくは高知市内に住む自分の息子の名義に変えて農地の維持をしていきたいと。そこでまだ私が生きているうちに名義を私の姓に戻したいということで、今回の申請になったということです。途中から譲渡人の方も来ていただきまして、3 人でお話をしました。共に双方同意の上でございますので、今回の案件問題ないと考えます。以上です。

議長 続きまして、番号 6 番について。39 番 梶原美智委員。

39 番 20 日に譲渡人、譲受人から電話で確認をいたしました。
27 日に現状は田であることを確認しています。譲受人は農地を効率的に利用しています。譲受人は年間 150 日以上農作業に従事することを確認しています。取得する農地の周辺農地には悪影響を与えないことを確認しています。
譲渡人は高齢であり、またこの田は離れたところにあり、継続していくのには困難になったため、隣の田の稲刈りをしていた譲受人に相談をしたところ、了解をさせていただいたとのこと。ということで問題はないと判断いたします。

議長 議案第 33 号について質疑を許します。質疑はありませんか。
35 番 山崎力委員。

35 番 2 番ですが宅地込みのため売買価格不明、この案件だけじゃないけど、今までにも何度か出てきました。家買うけ、これもつけてやということやったら今後荒れていく可能性もあるのかなという考えもしますが、十和の方ではあの家買いたいがやけど、それやったら田んぼもつけるけん買うてやと言ったら田んぼつくやったらいりませんという話も聞きました。不明というのは買う人は欲しいのか欲しくないのか。例えば一円じゃったら家買いたいけん、農地がついちゅうがかなとか。あと高かったら頑張ってやっていこうかなという判断も取れると思いますが、皆さん思いませんか。

議長 不明の意味説明できますか。

事務局 すいません、家がどうしても欲しいのかまでは確認できてはおりませんが、結構しっかり管理なさってくれる方なのかなっていうのはお話ししてて思いました。
以上です。

議長 今までもこういった案件ありまして、宅地込みで農地も買うと。農地がなんぼってというのは、宅地込みの値段なので、農地がなんぼとは言えないとか、そういったことの不明と。今まではそういう形が多かったように思います。これもそういった部分だと思えますが。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 6 議案第 34 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 34 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明します。

議案書は 8 ページです。今月は窪川地域の 2 件です。

番号 1 についてご説明します。

添付資料は 9 ページから 11 ページです。

申請地は 1 筆。土地の所在、影野字ヤカタヤシキ 499 番 1、地目、畑、面積 476 m²の内 29.99 m²の農地です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は、墓地の新設です。転用理由は、納骨堂の新設です。農地区分ですが、申請地は第 3 種農地の要件の一つである、「インターチェンジからおおむね 300m 以内にある農地」に該当するため、第 3 種農地と判断しています。転用計画につきましては、10 ページの土地利用計画図に示している形で、納骨堂を整備する計画です。周囲の状況・影響については、北側、東側、南側は同意有の農地、西側は町道と国道であるため、周辺農地への影響は特でないものと考えています。土地の造成計画については、特になく、整地のみとします。進入計画については、北側の里道から自己所有の農地を通して直接進入します。排水計画についてですが、排水は雨水のみであり、申請者所有地で自然浸透とします。関係法令に基づく、墓地埋葬法の申請は現在申請中であることを担当課で確認しています。資金計画については、金融機関の預金証明書により必要な事業費を確保していることを確認しています。

番号 1 番は以上です。

続いて、番号 2 についてご説明します。

添付資料は 12 ページから 15 ページです。

申請地は 1 筆。土地の所在、桧生原字コブンダ 464 番、地目 畑、面積 582 m²の内 25.0 m²の農地です。申請人は、記載のとおりです。転用目的は、墓地の新設です。転用理由は、納骨堂の新設です。農地区分ですが、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しないその他の農地、第 2 種農地と判断しております。転用計画につきましては、14 ページの土地利用計画図に示している形で、納骨堂を整備する計画です。周囲の状況・影響についてですが、北側は山林、西側は宅地、東側と南側は同意有の農地と宅地であるため、周辺農地への影響は特でないものと考えています。土地の造成計画については、特になく、整地のみとします。進入計画については、西側の町道から直接進入します。排水計画についてですが、排水は雨水のみであり、申請者所有地で自然浸透とします。

関係法令に基づく、墓地埋葬法の申請は現在申請中であることを担当課で確認しています。資金計画については、金融機関の残高証明書により必要な事業費を確保していることを確認しています。

また、所有権に関する事項としまして、本案件につきましては、申請地所有者と申請人名義が違います。添付資料の 15 ページに、申請地所有者の相続関係図をお付けしております。申請地所有者は昭和 46 年 11 月 20 日に亡くなっており、現在まで相続未登記となっております。

農地転用許可の申請人は、農地法第 4 条の場合は、農地を転用する者、農地法第 5 条の場合は、権利の設定または移転をする当事者となります。

許可申請にあたっては、農地法第 5 条の場合の譲受人を除いて、申請人がその農地についての権限を有し申請適格があるかどうかを登記簿により確認します。この場合、登記名義人が既に死亡して相続登記がなされていない場合でも、相続関係が明らかであり、申請者が真の所有者であることが戸籍謄本等で確認できれば、農地転用の許可申請はできるとされております。

本案件につきましては、相続関係説明図に記載の通り、所有者である非相続人は先ほどの説明のとおりすでに死亡、妻についても死亡。被相続人夫婦に子は無く、養子縁組により入籍された長男も、その妻についてもすでに死亡しております。相続権者は長男の子である申請人とその妹である長女になりますが、その長女も死亡しており、相続権者は申請人以外にないことを戸籍謄本等で確認しており、申請地についての権限を申請人が有していることを申し添えます。

議案第 34 号の説明は以上です。

議長

議案第 34 号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足をお願いします。番号 1 番について、7 番 浜田大彰委員。

7 番

26 日に現地を確認し畑であることを確認しております。27 日に、申請者と電話にて聞き取りを行いました。すぐ隣が畑と境がない傾斜がついたような形で、畑を耕作していらっしゃる方がいらっしゃいますけども、一応、お墓を新設することは確認しておりますということで納得されておりますし、すぐ水路が流れてますけども、墓地建設によって雨水が流れ込むっていうことはないぐらいの距離がありましたので問題ないかと思います。必要最小限の計画で問題ないと判断しました。以上です。

議長

続きまして、番号 2 番。4 番 小野重明委員。

4 番

23 日に現地確認をしてきました。

本人との連絡は取れておりませんが、隣の方に話を聞くことができました。

墓地は、現在の墓地は共同墓地で山の上でたまに戻って来ても墓参りどころじゃないと。だんだん共同墓地の権利者もだんだん減っていて、もう荒れ放題になっているということでございました。宅地の隣で最小限の計画で。

本人とは連絡取れてないですが墓地転用は問題ないと思います。以上です。

議長 議案第 34 号について質疑を許します。質疑はありませんか。
13 番 武内道則委員。

13 番 質疑ということではないんですけど、13 ページのは土地家屋調査士の方から出てきた書類なんですかね。

写真を添付してもらおうとですね、これ農地を墓地にするわけですけど、非常に僕ら判断しやすいんですが、地図だけで見ると立体感も分からんし、番号 1 番の方はだだっ広い原っぱにポンと建てるような状況の時もあるかもわからんけど、写真をつけてくれると非常に助かるんですが。

事務局 土地家屋調査士さんにつけてもらってます。

墓地とかの場合はですね。その分筆までは求められていないので申請書の裏に割印して測量図面を添付してもらおうようになってまして、それに写真をつけておられる調査士さんもいらっしゃいます。ただ、絶対つけんといかんというわけではないののうちとしても、そこまでは求めてないんですけど、こうやって確かに写真をつけてもらったら分かりやすいかなとは思います。

議長 他に何かありませんか。22 番 掛水誠幸委員。

22 番 すいません 2 番の件ですが、小野重明委員が、桧生原からいうとだいぶ遠いので、確認ができてないかも分かりませんが、この申請人の方は、時々は帰ってこられるでしょうか。

4 番 時々、墓参りには帰ってきてるそうですが、今話した通り現在の墓地は共同墓地で、その共同墓地の中でもだんだん墓数が減っていった、だんだん荒れ放題という話でした隣の人の話では。本人が墓参りで帰って来るのか四万十町の親戚の方が墓参りするの僕らにもはっきり分からんですが、たまに墓参りに帰って来ても荒れてどうしようもないということでここに墓地を建てるという話でした。

22 番 ありがとうございます。

なんで質問したかと言うとですね、この申請人の方の次の代までがわかりませんので、子供さんがおられるのか分かりませんが、ひょっと申請人の方に相続権者がおらん場合ですね、意外と都会に多分家が建っていると思われるがです。想像で話をしておりますが、となると最終的にそこに墓地を建てても、その代でその墓地自体が荒れる可能性がある、それを心配して、今質問させていただいたんです。というのは数ヶ月前に私の案件で、5 年ぐらい前に申請があったけど、最終的にその申請した方が独身で子供のおられなかったということで跡をとるものがおらんということで、取下げ書を出した例がありましたので、そんなことになっていかなので、一応質問させていただいたところでございました。ありがとうございました。

議長 4 番 小野重明委員。

4 番 現在のところ、この人も相続権者はおられないそうですので、僕らもそれ以上の事は分かりません。たまに帰ってくるとか、親戚の方が墓参りに行こうにも行けないということで、ここに墓地を建てるということです、それ以上のことは僕らも判断はできません。以上です。

議長 他に何かご質問ございませんでしょうか。
すみません。役員会でもこの話出たんですが、ほかに身寄りがないという中で、遠くにおって管理できるのかねということですが、親戚の方もおるし本人も今回申請出してきてるから、それなりに管理してくれるんじゃないかなということで、先ほど掛水誠幸委員が言いましたように心配はされる部分がありますが、申請が出てきておりますので、許可は出さんといかんろうねということに役員会でもそういう話が出ました。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 34 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 34 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 議案第 35 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案第 35 号 番号 12 番は、議席番号 14 番 吉良榮委員が四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、まず番号 1 番から 11 番の審議、採決を行いその後吉良榮委員に退席いただき、番号 12 番の審議、採決を行います。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 35 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。
議案書は 9 ページからです。添付資料については 16 ページからになります。
別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 6 年 12 月 2 日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第五条第 1 項の規定により、四万十町長より提出がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。

す。

件数につきましては窪川地域 11 件、西部地域 1 件の計 12 件です。

利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号 1 番 土地の所在地、宮内字松葉 2196 番、地目、田、面積 1,072 m²です。設定は新規になります。期間は令和 6 年 12 月 2 日から令和 11 年 12 月 1 日までの 5 年です。作物は生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号 2 番から 11 番については、農地中間管理機構の一括方式による賃貸借権の設定になります。受け手が同じなのでまとめて説明いたします。

番号 2 番から 10 番 土地の所在地、米奥字石原田 2112 番、地目、田、面積 2,538 m²、外 8 筆あり、合計 9 筆、25,301 m²です。設定は新規になります。期間は令和 6 年 12 月 2 日から令和 12 年 12 月 1 日までの 6 年です。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。

番号 11 番 土地の所在地、見付字山口 2524 番、地目、田、面積 2,264 m²です。設定は更新になります。期間は令和 7 年 1 月 3 日から令和 12 年 1 月 2 日の 5 年です。作物はニラを栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。窪川地域は以上です。

議長

議案第 35 号 番号 1 番から 11 番について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番について。2 番 今井満隆委員。

2 番

番号 1 番について 11 月 22 日に電話にて借受人から確認しました。

借受人は生姜、ピーマンの栽培をしており、年間 150 日以上農作業に従事していることを確認しました。また農地の確認を 11 月 20 日にした結果、現在、生姜の収穫が終わった状況でありまして、周辺も綺麗に草刈りをして周辺に悪影響を与えていないことを確認しました。この土地ですが、数年前からピーマン、生姜を栽培しており、現在では生姜を栽培しております。特に問題ないと判断しました。

議長

続きまして、番号 2 番から 10 番を一括で。6 番 下元誠一郎委員。

6 番

番号 2 番から 10 番まで、借受人が同じですので、一括で説明をさせていただきます。11 月 22 日に借受人に電話にてお話を伺い、現地も確認をしてきました。

借受人は大規模に水稻を耕作しておりまして認定農業者でもあり、地域の担い手です。年間 150 日以上農作業に従事していることと、周辺農地に悪影響はないことも確認しております。集積計画の記載内容のとおりで、問題ないものと判断をいたします。以上です。

議長

続きまして、番号 11 番について。20 番 中城康子委員。

20 番

番号 11 番について借受人から確認しました。

借受人は現在認定農業者ではありませんけど、来年度から認定農業者になれる予定だそうです。借受人は現在ハウスをきれいに管理しております。再設定でもあり問題

はないと判断いたしました。借受人は、年間 150 日以上の農作業に従事しております。貸出人については 22 日に面談いたしまして、文学的なことを言っておりましたが双方に問題はないと思います。

議長 議案第 35 号 番号 1 番から 11 番について質疑を許します。質疑はありませんか。15 番 中原英昭委員。

15 番 11 番なんですけど、これハウス建ってると思うんですけど、このハウスの面積はどれくらいですか。

20 番 田んぼの面積が 2,264 m²でほとんどギリギリまで建っております。ハウスは 4 棟ありました。

議長 他に質疑等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 35 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 1 番から 11 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 35 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 1 番から番号 11 番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号 12 番の審議を行いますので、14 番 吉良榮委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 続きまして西部地域です。
番号 12 土地の所在地、昭和字ハナレキ 155 番 1、地目、田、面積 989 m²です。外 1 筆あり合計 2 筆、面積 2,076 m²です。
設定は新規になります。期間は、令和 6 年 12 月 2 日から令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年になります。作物は生姜を栽培する計画です。権利の種類は賃貸借権の設定です。説明は以上です。

議長 議案第 35 号 番号 12 番について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足をお願いします。12 番 竹村加壽子委員。

12 番

21 日に貸付人と借受人から確認をいたしました。
借受人は近くで生姜を作っておるということもあり、電話で確認をしました。
貸付人は高齢ということと、人手が足りないということで貸付に至ったとのことです。借受人は地域の担い手でもあり、信頼されてもおります。内容も利用集積計画のとおりで、特に問題ないと判断いたしました。

議長

議案第 35 号 番号 12 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 35 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 12 番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。
よって、議案第 35 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」番号 12 番は原案のとおり可決されました。
14 番吉良榮委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

議長

吉良榮委員、番号 12 番は原案のとおり可決されました。

議長

続いて、日程第 8 議案第 36 号「時効取得を原因とする農地について権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 36 号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」説明いたします。
議案書 13 ページ、添付資料は 48 ページからとなります。議案書に書かれています権利者の方が、今回所有権移転をして土地を取得した人となります。
登記官から登記簿上の地目が田又は畑である土地について、時効取得を原因とする権利の移転又は設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には、当該通知に係る事案が取得時効完成の要件を備えているかどうかの実情を調査し、報告書を県知事に提出することとなっております。
ご審議、ご決定をお願いいたします。
今月は窪川地域の 1 件です。
番号 1 番 土地の所在地、数神字小坂場 230 番 1、地目、田、面積 60 m²です。登

記目的、所有権移転、法務局受付日、令和 6 年 10 月 21 日、登記原因、平成 12 年 4 月 1 日時効取得とする登記がなされた通知がありました。担当委員と確認をしたところ、権利者と義務者はいここで、父親同士が兄弟なのですが、祖父から相続する際に、権利者の父がこの土地を相続しているものと思っていたのが、義務者の父が相続していたことを、義務者の父から義務者に相続した後に判明し、今回権利者の父から権利者へ相続する際に時効取得にて名義を変更したとのこと。

現地は添付資料 49 ページの写真のとおりで権利者が管理しています。

説明は以上です。

議長

議案第 36 号について事務局の説明が終わりました。

これ私の案件でございまして、現地を確認してまいりました。先ほど事務局の説明がありましたとおり、権利者はもともと親同士が兄弟ということでありましてこの 2 人はいここ同士になりますが最初、この権利者の方が自分の土地だと思って農地を管理しておったようですが、実際のところは、この義務者の方が相続しておったということになります。その権利者が自分の土地だと思って、作っておったこの農地添付資料 49 ページにあります、写真の部分があると思いますが、道淵の小さい畝まちでございまして。権利者が自分の土地だと思って、管理をしておったようです。高知市内から通って、今写真に写ってる通り、これ最近植えた柿の木で、その横には無花果がなっておりまして、ここ最近までは野菜も作っておったということで市内の方から帰って来て野菜を作ったり、草を刈ったりという形で長年、世話をしてきたということで、今回時効取得ということで名義をこの権利者に変えるということになったということです。今、ここ最近植わったような柿が植わっております。今まではこう野菜も作りながら管理してきたということのようです。この案は問題ないと判断を致しました。

議長

議案第 36 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 36 号「時効取得を原因とする農地について権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第 36 号「時効取得を原因とする農地について権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第9 その他の件について議題とします。

事務局 11月7日、8日に中国四国ブロック農業委員会女性委員研修会行われました。宮脇眞弓委員と竹村加壽子委員に参加していただいております。本日は、竹村加壽子委員より報告していただけるということですのでどうぞよろしくお願いいたします。

12番 2024年度中国四国ブロック農業委員会女性委員研修会に参加しました。
鳥取県米子市米子コンベンションセンターというところで2日間研修がありました。初参加させていただきました。総勢224人の会をほぼ女性ということです。当たり前ですが圧倒されました。朝5時半に家を出発してまだ暗い中向かったんですが、そこでもショックなことがありまして、小鹿3頭の1頭にぶつけられながら、もう本当に散々な目に遭いながら、汽車に乗りながらバスに乗りながら昼食頃に鳥取県に着きました。それから1日目は黄金の3割理論の実現に向けて、女性委員会の活躍で地域が輝くというタイトルがですね、きらっと輝く委員というところでみっちり勉強させていただきました。すごい勉強でした。本当に勉強でした。最初の先生がそれで、2人目の先生は臨床心理士の視点からの話で、バリデーション需要がいかに大切であるか、少数派であっても何々べき何々べきでないといけないということやしっかりしなきゃいけないとか、問題点を真摯に受け止めすぎて、自分の主張ができなくなってしまうように、男であれ女であれ、まずは深呼吸をしてから自分の望むことを明確に伝える。そして交渉に応じてくれたら感謝の言葉を言う。これは本当に自分に持って置き換えてみると、あまりにもないものばかりで、すごい勉強になりました。本当に勉強しました。疲れしました。そういうことで2日目はグループごとに分かれてのディスカッションでしたが、県外の方々は本当に自己主張というか、すごいそのなんていうんでしょうかね、もうはつきりくつきり自分のことが言えるので、そういうことで本当にそれも飲みながらの最後は飲みながらの会でしたけれどもすごく勉強させていただきました。本当に行かせてもらって感謝です。ありがとうございました。

議長 お疲れでございました。肩をはらずに楽しい感じで、研修をしていただき、勉強になったことはまたこっちに帰っていかしていただきたいと思います。お疲れでございました。

議長 委員の皆さんで何かありませんか。

議長 なければ、その他の件については終了いたします。
これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。
以上をもちまして、令和6年度 四万十町農業委員会11月総会を閉会いたします。
礼。ありがとうございました。

閉会 午後3時40分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和7年 月 日

会 長

署名委員 13 番

署名委員 38 番
